

連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書

付表(時価評価資産の状況)

**「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書
付表（時価評価資産の状況）」の記載要領**

1 この付表（時価評価資産の状況）は、平成18年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第61条の11（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）又は旧法第61条の12（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）の規定により、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる時価評価資産の種類、名称、所在する場所等を記載して「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」（以下「届出書」といいます。）に添付してください。

（注）この付表において記載する「時価評価資産」とは、固定資産、棚卸資産である土地等、有価証券、金銭債権及び線延資産で次に掲げるもの等以外のものをいいます（旧法令122の12①、旧法規27の13の2②③）。

- ① 前5年以内事業年度等において国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入などの規定の適用を受けた減価償却資産
- ② 買賣目的有価証券
- ③ 償還有価証券
- ④ 帳簿価額が千万円に満たない資産

（1）連結納税の開始に伴い届出を行う場合

連結子法人となる法人の最初連結親法人事業年度開始日の前日の属する事業年度（以下「開始直前事業年度」といいます。）終了の時の時価評価資産（旧法規27の13の2②）

（2）連結納税への加入に伴い届出を行う場合

連結子法人となる法人の株式交換の時の時価評価資産（旧法規27の13の3）

2 各欄の記載要領

（1）「法人名等」欄は、連結子法人となる法人の名称を記載してください。

（2）「開始直前事業年度等」欄は、届出書が旧法第61条の11第1項第6号ロの規定により連結納税の開始に伴い提出するものである場合には、開始直前事業年度を記載してください。

また、旧法第61条の12第1項第4号ロの規定により連結納税への加入に伴い提出するものである場合には、株式交換の日の前日の属する事業年度を記載してください。

（3）「時価評価資産」の各欄は次により記載してください。

イ 「種類」欄は、時価評価資産の種類（建物、土地、有価証券、金銭債権など）を記載してください。

ロ 「名称」欄は、時価評価資産の名称（事務所、宅地、株○○（銘柄）、有○○（債務者名）など）を記載してください。

ハ 「帳簿価額」欄は、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる時価評価資産の帳簿価額を記載してください。

a 連結納税の開始に伴い届出を行う場合

時価評価資産の開始直前事業年度終了の時における帳簿価額

b 連結納税への加入に伴い届出を行う場合

時価評価資産の株式交換の時における帳簿価額

（注）「時価評価資産」の欄は、次表の区分に応じそれぞれに掲げる単位ごとに記載してください。

区分		単位
金 銭 債 権		一の債務者ごと
減 価 償 却 資 産	建 物	一棟(区分所有である場合には、区分所有権)ごと
	機 械 及 び 装 置	一の生産設備又は一台若しくは一基(通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものは、一組又は一式)ごと
	そ の 他 の 減 価 償 却 資 産	「建物」又は「機械及び装置」に準じた区分
土 地 等		一筆(一体として事業の用に供される一団の土地等はその一団の土地等)ごと
有 価 証 券		その銘柄の異なるごと
そ の 他 の 資 産		通常の取引の単位を基準とした区分

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

○参考【届出書の提出法人等】

区分		提出法人	「連結親法人となる法人又は連結親法人」欄に記載する法人	「加入する連結子法人」欄に記載する法人
連 結 納 稴 の 開 始		連結子法人となる法人	連結親法人となる法人	記載不要
連 結 納 稴 へ の 加 入	株式交換の日の前日の属する事業年度が連結納税適用なし	連結子法人となる法人	連結親法人となる法人又は連結親法人	記載不要
	株の連続交換する税の事業用の年あり前度より日が	株式交換の日の前日の属する連結事業年度において連結親法人	株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人	記載不要
		株式交換の日の前日の属する連結事業年度において連結子法人	株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人	加入する連結子法人